
■ 5月は「消費者月間」です

消費者団体、事業者団体、行政等が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を全国各地で集中的に行っています。

大分県でも、大分県消費者団体連絡協議会や大分市、大分市消費者団体連絡協議会とともに消費者月間にあわせ街頭啓発キャンペーン等を行っています。

特殊詐欺などで、高齢者をはじめとした消費者被害の相談はあとをたちません。消費生活においても消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向かって行動することが大切です。

安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会実現のために行動しましょう。

■ 平成30年度の消費者月間のテーマは 「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

消費者庁では、安全・安心で心豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施し、その達成に寄与することを目指しています。

【消費者月間の主な取組内容】

1. 消費者支援功労者表彰等の実施
2. 消費者月間シンポジウムの開催
平成30年5月28日（月）14:00～18:00（場所：イイノホール&カンファレンスセンター）
3. 消費者月間特設ページの開設
<https://www.omc.co.jp/gekkan2018/>
4. 吉本興業株式会社との連携事業

ロバートの秋山さんによる「あの人はかく語りき～消費者月間です篇～」が公開されましたので、ぜひご覧ください。

<https://www.omc.co.jp/gekkan2018/>

※消費者庁提供のもので、転載・複製を禁じます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
